

中小企業者・勤労者 市の融資・補給制度を 紹介します



**融資
制度**

中小企業者の皆さんの経営改善や勤労者の生活安定の助けとなる融資・補給制度です。

仕事の能率向上のための機械・営業車などの購入や工場・店舗などの増改築、商品・工事用消耗品の仕入れなどに必要な資金として、ご利用できます。

照会先 商業観光課 ☎ 23-6753

住宅資金の融資

市内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務している方への資金の融資

- ◆資金使途…新築、増築または購入する住宅資金
- ◆融 資 額…100万円以上1,000万円以内
- ◆返済期間…35年以内
- ◆利 率…東海労働金庫の定めによる
- ◆申し込み…東海労働金庫各務原支店へ
- ◆担保・保証人は、場合により必要

生活資金の融資

市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務している方への資金の融資

- ◆資金使途…医療費・教育費など一時的に必要な資金
- ◆融 資 額…100万円以内
- ◆返済期間…3年以内
- ◆利 率…年2.81%
- ◆申し込み…当課へ
- ◆保証人が必要

小口融資

市内に事業所があり、従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）で1年以上同一事業を営む中小企業者への資金融資

- ◆資金使途…運転・設備資金
- ◆融 資 額…1,250万円以内
- ◆返済期間…8年以内
- ◆利 率…年0.8%
- ◆申し込み…毎月10日までに当課へ
- ◆信用保証料…年0.5%～2.20%
- ◆担保・保証人は、原則として不要
- ◆岐阜県信用保証協会に小口融資の保証残高がある場合は、これを含め1,250万円以内

※そのほか、中小企業者の皆さんへの融資制度として、運転資金（経営安定資金、季節資金、少額資金、輸出関連企業運転資金、倒産関連企業運転資金など）や設備資金（設備近代化、公害防止、公共事業関連など）があります。詳しくは商業観光課へお問い合わせください。





補給制度

中小企業設備資金利子補給

市内で1年以上同一事業を営んでおり、関市小口融資、関市中小企業資金融資、岐阜県中小企業資金融資、金融機関などの融資の設備資金を借りた方への利子補給

- ◆対象事業…製造、加工、物品販売業
- ◆対象設備…▷機械、営業車の購入
▷工場、店舗の増改築
▷従業員の福利厚生施設
- ◆補給額…借入元金500万円以内（所得制限あり）で年利9%以内の利子1年分
- ◆申し込み…融資を受けた日から1年以内に当課へ



勤労者住宅資金利子補給

賃金、給料などで生活している方（法人の役員及び事業の専従者を除く）で、平成21年1月以降に金融機関から住宅資金を借りた方への利子補給

- ◆対象住宅…自己の居住用で住宅部分の床面積が50㎡～200㎡
- ◆補給額…借入元金1,500万円以内で年利1%以内の利子
- ◆対象期間…融資を受けた月から1年間
- ◆申し込み…「融資を受けた日から1年を経過した日」から3カ月以内に当課へ

信用保証料補給

関市小口融資の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆補給額…信用保証料率の1%以内の額
- ◆申し込み…融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

関市中小企業資金融資の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆補給額…対象融資500万円までの信用保証料額のうち信用保証料率1%以内の額
- ◆申し込み…融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資のうち小規模企業資金の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆補給額…信用保証料率の1%以内の額
- ◆申し込み…融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資のうち同和地区小規模事業資金の運転資金、設備資金を借りた方への保証料補給

- ◆補給額…信用保証料率の1%以内の額
- ◆申し込み…融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資のうち、元気企業育成資金（産業活性化資金、創造支援資金、経営革新資金、経営合理化資金）の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆補給額…対象融資1,000万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の1%以内の額
- ◆申し込み…融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

前述以外の岐阜県中小企業資金融資の運転資金を借りた方への保証料補給

- ◆補給額…対象融資500万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の1%以内の額
- ◆申し込み…融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

